

随意契約の結果の公表

12月契約分

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
国保事業報告システム(共同利用型)導入業務委託	R1.12.2	島根県国民健康保険団体連合会 松江市学園一丁目7番14号	3,599,341	第167条の2第1項第2号	健康推進課	国への定期報告や補助金交付申請に使用するシステムを県・市町村で共同利用するためには、国保連が管理するネットワーク内にサーバー等を構築することが合理的である。 また、県、市町村国保の共同事業にかかるノウハウや実績があり、システム運用に関する専門性が高く、当該業務の委託先は国保連のみである。	
島根県介護保険データ分析支援業務委託仕様書	R1.12.25	株式会社テクノプロジェクト 松江市学園南2丁目10-14	2,112,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	今回の委託事業は、介護保険に係るデータの分析を県及び市町村が行うにあたり、それを支援する業務であり、介護保険制度に精通していることが前提であることから、通常の価格競争にはなじまないものである。 今回の業務は複数の内容にまたがっているが、それらは以下のいずれかに該当するものである。 ・昨年度株式会社テクノプロジェクトが実施した業務の時点更新又はその応用とも言えるべき内容であり、すでに集計のノウハウを有している同社に委託することがもっとも効率的であるもの ・同社が共同開発者に加わっている島根県共同開発システム(MCWEL介護保険システム)を活用した分析を行うもの(同社は同システムを含む県内の介護保険業務の実務に最も精通している業者であり、また、同システムを利用できるのは、取扱いに注意を要する個人情報を扱う関係上、同社に限定されている) 以上のことから、今回業務の実施について、同社に委託することがもっとも効果的であり、かつ、他者では所期の目的を達成することが期しがたいことから、今回契約は地方自治法施行令第167条の2第2号「契約の性質・目的が競争入札に適しないもの」による随意契約とする。	